平成２１年（フ）第３３７号
静岡県磐田市上岡田1009番地　上岡田ビューハイツ406号
破産者　藤永　新二
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
静岡県浜松市中区和合町315番地の254
破産者　藤井　　昭
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第８０９号
愛媛県松山市松ノ木１丁目11番40号　黒田住宅７号
破産者　髙橋　忠男
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０７号
北九州市戸畑区千防２丁目18番13号
破産者　下津浦耕士
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０７号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1065番地
破産者　多田　善六
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６３号
群馬県沼田市上原町1756番地237
破産者　林　　和助
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成１９年（フ）第２８６号
静岡県伊東市富戸1169番地
破産者　鶴田　宝樹
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２８２号
静岡県沼津市沼北町２―20―18　アズール後藤205号室、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市西島町16番18―506号　サンクレイドル沼津
破産者　髙嶋　利樹
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町４番11号　伊集院ビル301号
破産者　榮　ひろみ
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６１号
山形県上山市松山１丁目３番13―７号、開始決定時住所山形市大字中野目661番地９
破産者　青木　芳雄
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
金沢市緑が丘17番８号
破産者　平岡　研吾
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３９３３号
名古屋市中川区開平町２丁目45番地　GM八田103号、開始決定時の住所名古屋市中川区大当郎３丁目701番地の６
破産者　日下部雅勇
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８４号
広島県庄原市東本町２丁目22番10号、開始決定時の住所広島県安芸高田市吉田町吉田3614番地
破産者　石川　一枝
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第８３号
富山県高岡市今市10番地
破産者　吉田　正昭
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６号
富山県高岡市鐘紡町９番15号
破産者　村井　哲夫
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８０号
富山県高岡市福岡町一歩二歩916番地
破産者　櫻野　　洋
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第８４３号
熊本県八代市田中北町12号１番地２
破産者　藤本　幸生
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部